

市税の猶予制度のご案内

以下の理由により、市税を一時に納付することができない場合は、差押の猶予（徴収猶予）及び差押財産の換価（売却）の猶予が認められる場合があります。

徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその者と生活を一同にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき
- ⑥本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

上記「①～⑥」のいずれかの理由により、市税を一時に納付することができないとき



申請により、1年以内に限り徴収猶予が認められる場合があります。

換価の猶予

市税を一時に納付することにより
事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあるとき



申請により、1年以内に限り換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に既に滞納している市税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※換価とは…差押えた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当する強制的な
手続です。

猶予の効果

猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
財産の差押や換価（売却）が猶予されます。